

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(平成24年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。
歯科訪問診療料算定患者については所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

歯	補綴時診断料 (1口腔につき)100 (150) 注) ブリッジ、有床義歯・床裏装・追歯 (増歯) が対象	充填1				充填2				ピン (金属小釘)		
	歯冠形成 (1歯につき) (レジン前装金属冠) (大白歯の%冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)	金 属 冠		接着 Br の支台	ジャケット冠	(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)		(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)		ロ ッ ク 型	1本	2本
		前歯%冠	レジン前装金属冠	白歯%冠・FMC(旧:FCK)	接 着 冠	レジン・硬質レジン	単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの	スクリュー型	
		生 PZ	796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	102 (153)	152 (228)	57 (86)	105 (158)	5
	失 PZ	636 (954)	636 (954)	166 (249)		166 (249)					11	21
	失活歯メタルコア加算 (レジン前装金属冠、全部金属冠、ジャケット冠)+30 (+45)	注) 研磨に係る費用を含む。										
	テンポラリークラウン (1歯1回) (製作、装着、装着材料料の費用を含む) 30 (45) (前歯のレジン前装金属冠、ジャケット冠及び硬質レジンジャケット冠の場合のみ)	CR ジャケット冠 (材料料を含む)										
	窩洞形成 (KP) {単純なもの60 (90) 複雑なもの86 (129)	支台築造 (材料料等を含む)				光		複				
	う蝕歯無痛の窩洞形成加算 (う蝕無痛) (KPと充形が対象)+40 (+60)	大		前・小		429 (429)		406 (406)				
	即時充填形成 (充形)126 (189)	メタルコア	234 (322)	186 (261)								
インレー修復形成 (修形)120 (180)	その他	158 (221)	147 (210)									
冠	印象採得料 (1個につき)	金属歯冠修復 (材料料を含む) (大白歯の%冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (レジン前装金属冠は前歯に限る)										
	支台築造 (メタルコアの印象)22 (33)	インレー		前歯%冠		白歯%冠		FMC (旧:FCK)		レジン前装金属冠		
	単 純30 (45)	単純なもの	複雑なもの									
	連 合62 (93)	乳歯	銀合金	201 (201)	307 (307)							
	咬合採得料 (1個につき)16 (24)	前歯・小白歯	金 パ ラ	276 (276)	455 (455)	581 (581)	521 (521)	719 (719)	1504 (1504)			
	装 着 料 (1個につき)		銀合金	201 (201)	307 (307)	399 (399)	339 (339)	491 (491)	1254 (1254)			
	歯冠修復45 (68)		ニッケルクロム合金	194 (194)	288 (288)	376 (376)	316 (316)	462 (462)	1191 (1191)			
	装着材料料	大	金 パ ラ	316 (316)	518 (518)			604 (604)	824 (824)			
	歯科用着着・接着材料 I16 (接着性セメント、ガラスアイオノマー系レジンセメント)	白	銀合金	208 (208)	315 (315)			351 (351)	504 (504)			
	歯科用着着・接着材料 II12 (ガラスアイオノマーセメント (接着用)、 接着性複合レジンセメント)	歯	ニッケルクロム合金	194 (194)	288 (288)			318 (318)	464 (464)			
歯科用着着・接着材料 III 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、 カルボキシレートセメント、水硬性セメント)	14 (ブリッジの支台とKとして使用する場合)			855 (855)	1084 (1084)							
仮着用セメント (1歯につき) 4	ジャケット冠392 (392) + 人工歯料 (人工歯料の点数は本早見表(3)に掲載)											
修	硬質レジンジャケット冠 {光重合963 (963) 加熱重合758 (758)											
	乳歯金属冠229 (329) 注) 金属歯冠修復、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠、乳歯金属冠は材料料を含む。装着料・装着材料料は別算定。											
	ブリッジ (1装置につき)											
			ワンピースキャストブリッジ		そ の 他 の							
			5 歯 以 下	6 歯 以 上	ブ リ ッ ジ							
	印象採得料	280 (420)	332 (498)	40 (60)								
	咬合採得料	70 (105)	140 (210)	70 (105)								
	リテイナー (支台形成後の算定)	100 (150)	300 (450)	100 (150)	300 (450)							
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	40 (60)								
	装 着 料	150 (225)	300 (450)	70 (105)								
仮 着 料	40 (60)	80 (120)										
ブリ	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とボンテック数の合計が6歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。前歯接着冠は%冠、白歯接着冠は%冠に準じて算定する。											
	ボンテック (1歯につき) (材料料を含む)											
	鑄	金 パ ラ		大 白 歯	860 (860)							
	造	その	ニッケルクロム合金		小 白 歯	755 (755)						
			銀 合 金		大・小白歯	475 (475)						
	金	14 K		前 歯	1290 (1290) + 人工歯料							
		金 パ ラ		小 白 歯	972 (972) + 人工歯料							
				前 歯	927 (927) + 人工歯料							
	属	その	ニッケルクロム合金		前・小白歯	781 (781) + 人工歯料						
			銀 合 金									
裏	金 パ ラ		前 歯	1436 (1436)								
	装	その	ニッケルクロム合金		前 歯	1232 (1232)						
銀 合 金												
注) ボンテック人工歯料は本早見表(3)に掲載。												
冠及びボンテックの修理												
レジン前装金属冠		窩洞形成 + 充填 + 材料料										
レジン前装金属ボンテック		60 102 11又は5										
歯冠継続歯、レジンジャケット冠、ボンテック		修理 + 人工歯料										
		70										
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》											
	歯冠補綴物		5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ								
			100	330	440							
	注) ○5歯以下: 支台歯とボンテックの数の合計が5歯以下の場合 ○6歯以上: 支台歯とボンテックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。											
	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、レジン前装金属冠、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠である。											
	○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。											

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成24年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。
歯科訪問診療料算定患者については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に《 》の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は下段の太枠を参照。

有床義歯	印象採得料 (1装置につき)	単純印象 { 簡単なもの 40 (60) 困難なもの 70 (105)	連合印象 228 (342)	特殊印象 270 (405)									
	咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 55 (83)	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 185 (278)	総義歯 280 (420)									
	仮床試適料 (1床につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 40 (60)	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 100 (150)	総義歯 190 (285)									
	有床義歯 (装着料・材料料を含む, 人工歯料は別算定)	レジン床義歯 熱可塑性義歯											
	装着料	少数歯欠損 (1歯~8歯) 60 (90)	多数歯欠損 (9歯~14歯) 120 (180)	総義歯 230 (345)									
	人工歯料 (有床義歯, ジャケット冠, ポンティック (前歯・小白歯))	部位: 前歯部, 小・白歯部 材料: レジン歯, 熱可塑性樹脂, 硬質レジン歯, 床用陶歯											
	補綴隙 (1個につき) 30 (30)	有床義歯修理 (装着料を含む) 6月以内の修理 *少数歯欠損 (1歯~8歯) 254 (381)《366》 *多数歯欠損 (9歯~14歯) 284 (426)《396》 *総義歯 339 (509)《451》 227 (341)《283》											
	歯科技工加算 (院内技工士により2日以内に修理, 新たな欠損に対する増歯の場合) +22 (+33)《+33》	注) ○印象採得, 咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理, 床裏装の際, 人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。											
	歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)	診療時間 20分以上※容体急変により治療を中止した場合はこの限りでない	20分未満	在宅患者等急性歯科疾患対応加算 (急性対応) (1日につき)		歯科訪問診療補助加算 (1日につき)							
	同一建物において	患者1人	歯科訪問診療1...850	初・再診料	患者1人	+170	在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士の診療補助	+110					
	複数患者	歯科訪問診療2...380		5人以下	+85		+45						
				6人以上	+50								
在宅医療	訪問時間に関する加算				患者の状態による加算	連携に関する加算 (文書提供)	特掲診療料の加算						
	緊急	夜間	深夜	1時間を超えた場合30分またはその端数増す毎	歯科診療困難者	地域医療連携体制加算	抜髄 感染根管処置 普通抜歯 膿瘍切開 有床義歯修理						
	入院中患者以外 午前8時~午後1時	深夜を除く 午後7時~午前7時	午後10時~ 午前6時				50/100加算						
	歯科訪問診療1	+415	+830	+1660	+100	+175	特導 +250	(1初診1回のみ) +300					
	歯科訪問診療2	+190	+380	+760									
	歯科疾患在宅療養管理料 (月1回) (歯科疾患管理料の併算定は不可) (文書提供が必要)	在宅療養支援歯科診療所の場合 140				在宅患者連携指導料 (月1回) (他職種との連携) (1回目の訪問診療から1月以内は算定不可) 900							
	口腔機能管理加算 +50				訪問歯科衛生指導料 (月4回まで) (文書提供が必要) (訪問診療日より1月以内)							
	その他の場合 130				複雑なもの (1人の患者に20分以上) 360							
	在宅患者歯科治療総合医療管理料 (月1回) 140				簡単なもの (1人に20分未満または複数で40分を超える場合) 120							
		(医科からの診療情報提供により在宅で総合的医療管理を行った場合)				在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで) 200							
					(医療関係職種等がカンファレンスを行い, その結果を踏まえて指導した場合)								
《クラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数》													
歯冠形成 (1歯につき)	金属冠				接着Brの支台	ジャケット冠	高洞形成 (KP) (複雑なもの) (インレー支台ブリッジのみ) 86		顎運動関連検査 (1装置につき) 266				
前歯 3/4冠	レジン前装金属冠	白歯%冠 FMC(旧:FCK)	接着冠	レジン・硬質レジン	支台築造 (材料料を含む)				{ 下顎運動路描記法(MMG), ゴシックアーチ描記法(GoA) } の場合				
生PZ	557	557	214	557	214	大 前・小				チェックバイト検査(ChB), パントグラフ描記法(Ptg) } の場合			
失PZ	445	445	116		116	メタルコア 181 141				テンポラリークラウン 21			
						その他 120 109				ブリッジ (1装置につき)			
失活歯メタルコア加算 (レジン前装金属冠, 全部金属冠, ジャケット冠) ... +21	補綴時診断料 (1口腔につき) 70				ブリッジ平行測定 (1装置につき)				ワンピースキャストブリッジ				
印象採得料 (1個につき)	支台築造 15	ブリッジとポンティック数の合計が5歯以下 35				ブリッジとポンティック数の合計が6歯以上 70				5歯以下			
単純 21	連合 43									6歯以上			
咬合採得料 (1個につき) 11	装着料 (1個につき) 32									その他のブリッジ			
歯冠修復 32									印象採得料	28			
金属歯冠修復 (材料料を含む)	前歯%冠	白歯%冠	FMC(旧:FCK)	レジン前装金属冠					咬合採得料	49			
前歯 小白歯	金 パ ラ	470	428	583					リテイナー (支台形成後の算定)	70 210 70 210			
	銀 合 金	288	246	355					試適料 (前歯部に係る場合)	28 56 28			
	ニッケルクロム合金	265	223	326					装着料	105 210 49			
大白歯	金 パ ラ		511	688					仮着料	28 56			
	銀 合 金		258	368					ポンティック (1歯につき) (材料料を含む)				
	ニッケルクロム合金		225	328					鑄	金 パ ラ	大白歯 730		
14 (ブリッジの支台として使用する場合)		973							造	その他	小白歯 625		
ジャケット冠 275 + 人工歯料	硬質レジンジャケット冠 { 光重合 738 加熱重合 533								金属裏装	14 K	前歯 1064 + 人工歯料		
									その他	金 パ ラ	小白歯 746 + 人工歯料		
									その他	ニッケルクロム合金	前歯 701 + 人工歯料		
									前装レジン	金 パ ラ	前歯 1082		
									その他	ニッケルクロム合金	前歯 878		
注) ○著しく歯科診療が困難な者の点数は, 全身麻酔を行った場合は算定できない。 ○6歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な者であった場合については, 6歳未満の乳幼児加算のみを算定する。													